

豊橋市使用済マンホール蓋の販売要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、豊橋市で使用したのちに撤去し、不要となったマンホール蓋（以下「蓋」という。）の販売に関し、必要な事項を定める。

(販売単位)

第2条 蓋の販売は、1人あたり1回の販売につき1枚とする。

(販売価格)

第3条 蓋の販売価格は、予定価格以上とし、最も高い購入希望金額を提示した者に、消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額を販売価格とする。（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。）

(蓋の仕様)

第4条 蓋は現状渡しとし、洗浄や再塗装は行わない。

(販売方法の掲示)

第5条 蓋を販売しようとする時は、豊橋市水道事業及び下水道事業管理者（以下「管理者」という。）は物品名、販売方法、申込期限、予定価格等を記載した文章を豊橋市上下水道局ホームページ（以下「ホームページ」という。）へ掲載する。

(購入資格)

第6条 蓋を購入できる者は、次に掲げる条件を全て満たす者とする。

（1） 暴力団（豊橋市暴力団排除条例（平成23年条例第2号。以下「条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員（条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員ではないが、暴力団と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者に該当しないこと。

（2） 豊橋市上下水道局職員に該当しないこと。

(購入条件)

第7条 購入条件は、次に掲げる条件を全て満たすこととする。

（1） 自己又は家族の利用を目的としており、営利目的としないこと。また、第三者への譲渡をしないこと。

（2） 蓋の引渡し場所である豊橋市上下水道局から、購入者又は購入者が指定した者により持ち帰れること。

（3） 蓋の引渡しを受けた後は、自己責任において蓋を管理し、蓋に生じた損害及びこれに起因して第三者へ及ぼした損害については責任をもって対応し、管理者に求償しないこと。

（4） 蓋が不要になった場合は適法に処分できること。

(申込方法)

第8条 蓋の購入を希望する者は、豊橋市使用済マンホール蓋購入申込書兼誓約書（第1号様式）により管理者へ申込するものとする。

(購入者の決定)

第9条 第6条及び第7条の要件を満たすと認められ、最も高い購入希望金額を提示した者を購入権利者とし、管理者は申込締切日の翌日から起算し7日以内に、購入意思の確

認を購入権利者へ行う。なお、最も高い購入希望金額を提示した者が複数名いる場合は、管理者が代理抽選を実施し、購入権利者を決定する。

2 購入意思を確認した結果、購入権利者に購入意思がない場合は、次点の購入希望金額を提示した者を購入権利者とし、前項における購入意思の確認を行う。

3 前2項の規定により購入者を決定したときは、豊橋市使用済マンホール蓋購入決定通知書（第2号様式）（以下「決定通知書」とする。）により購入者へ通知する。

（契約の締結等）

第10条 購入者は前条第3項により通知された、決定通知書を、指定する期間内に豊橋市上下水道局へ持参するものとする。

2 豊橋市上下水道局契約規程が準用する豊橋市契約規則（以下「規則」という。）第6条第1項第3号により契約書の作成は省略する。ただし、購入金額が50万円を超える場合においては、別に契約書を作成する。

3 第1項の期間については、管理者が別途定め、ホームページへ掲載する。

（契約保証金）

第11条 契約保証金については規則第7条第1項第5号により免除する。

（引渡し）

第12条 蓋の引渡しを受ける者（以下「受領者」という。）は、引渡し時に決定通知書を管理者に提示した後、納入通知書により、即納する。

2 蓋の積込み、運搬その他の引渡しに要する費用は、購入者又は受領者が負担する。

3 受領者は、蓋の引渡しを受けた場合には、豊橋市使用済マンホール蓋受領書（第3号様式）を管理者へ提出するものとする。

4 出品したすべての蓋を引渡した後、管理者はホームページへ購入金額を公表する。

（購入の辞退）

第13条 決定通知書を受領後に、購入者の事情において購入辞退する場合は、第10条第3項で定めた期間内に、豊橋市使用済マンホール蓋購入辞退申出書（第4号様式）を管理者あて提出するものとする。

2 購入意思はあるものの、第10条第3項で定めた末日の翌日から起算して8日間以上経過したが、管理者へ購入者からの連絡がない場合においては、当該購入者が購入辞退したとみなす。

3 前2項の場合は、新たな購入者を決定するため、第9条の規定により、再度購入者を決定する。この場合、第10条第3項で定める期間は、ホームページへは掲載しない。

（その他）

第14条 この要綱に定めのない事項については、必要に応じて管理者が定める。

附則

この要綱は、令和5年12月27日から施行する。

附則

この要綱は、令和7年10月1日から施行する。